弁護活動と福祉との連携に関する研究

研究分担者

荒 中 (荒

中 (荒・大橋法律事務所 弁護士)

研究協力者 川島 志保 (川島法律事務所 弁護士)

河原 一雅 (ひびき法律事務所 弁護士)

青木 寛文 (宮澤法律事務所 弁護士)

福井 信之 (大分県弁護士会 弁護士

福井 信之 (大分県弁護士会 弁護士)

新原 次郎 (新原法律事務所 弁護士) 船山 暁子 (船山暁子法律事務所 弁護士

船山 暁子 (船山曉子法律事務所 弁護士) 中西 基 (北大阪総合法律事務所 弁護士)

太田 晃弘 (日本弁護士連合会 弁護士)

辻川 圭乃 (辻川法律事務所 弁護士)

〈研究要旨〉

本研究では、触法・被疑者となった高齢・障がい者に対し、実際の現場でいかなる具体的弁護活動がなされているのかを調査・検討し、その問題点を洗い出すとともに、さらなる制度改革へ向けての実践的取り組みを行った。現状として、まだまだ多くの弁護士・検察官・裁判官・警察官といった司法関係者が「触法・被疑者となった高齢・障がい者」の存在にすら気付いていない実態が明らかにされ、これらの関係者に対する啓発活動の方法などが検討・実践されるとともに、具体的弁護活動の場面において、いかなる先駆的弁護活動がなされているのかの調査・検討がなされた。

Ι

研究目的

1 本研究全体の目的

本研究は、「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」の一分野を研究分担するものである。従って、本研究は、「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」の他の研究分担者の研究とあわせて、以下のとおりの研究目的を達成することを目指してとりくまれた。

ここで、「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」では、以下の研究目的が掲げられた。すなわち、「触法・被疑者」となった高齢・障がい者が不起訴処分・起訴猶予処分や執行猶予付き判決等を受けて社会復帰をする際に、再犯予防や地域生活支援のための有効な支援のあり方を探ることが本研究全体の目的であった。あわせて、本研究全体においては、「地域社会内訓練事業」をモデル事業として実施し、活用できるしくみづ

くりを行うことを全体の目的とされた。そして、 研究全体として、上記モデル事業等の成果をふま えて分析を行い、司法・警察両分野との連携や福 祉サイドにおける支援策の枠組みを明らかにし、 高齢・障がい者の再犯を防ぐことに寄与すること が目的とされた。

2 本研究分担の目的

以上のとおりの「触法・被疑者となった高齢・ 障害者への支援の研究」の目的をふまえ、本研究 分担では、「弁護活動と福祉の連携に関する研究」 を行うこととなった。

すなわち、「触法・被疑者」となった高齢・障がい者に対しては、その特性に応じた再犯予防に対しての矯正・教育等の予防策が必要とされることは論を待たないところ、他方で、「触法・被疑

者」となる高齢・障がい者については、その実態 すら把握できていないという実態があった。

そこで、本研究では、日本弁護士連合会高齢者・障がい者の権利に関する委員会第2部会(障がい者に関する問題を担当する部会)の全面的な協力を得ながら、実際の刑事弁護活動などで問題となった「触法・被疑者」となった高齢・障がい者のケースを収集・分析して、その実態調査をするとともに、その再犯予防にむけての具体的方策等への方策を模索することが目的とされた。

具体的には、下記のとおり、各年度ごとに研究 目的が設定された。

(1) 平成21年度

触法・被疑者となった高齢・障がい者に対しては、弁護活動と福祉との連携によって、その後の再犯防止に向けた具体的な予防策が必要なところ、現段階においては、触法・被疑者の実情さえも把握されておらず、その具体的な方策についても明確な整理がなされていないのが現状であった。

そのため、平成21年度において、本研究分担では、触法被疑者・被告人となった高齢・障がい者に対する弁護活動について、その現場の実態や問題点等を広く洗い出す作業を行うことが、その研究目的とされた。

具体的には、

- 刑事裁判弁護における福祉的対応の可能性 を探ること
- ・ そのための課題の整理と対応の検討をすること

が研究目的とされた。

(2) 平成22年度

上記に続く平成22年度は、上記をさらに深化させていくための調査、検討を行なうことが目的とされた。

とくに、平成21年度に導入された裁判員裁判制度のもとで、「触法・被疑者」となった高齢・障がい者特有の問題としてどのようなものがあるのか、現場の弁護活動を調査するとともに、今後の有効な支援に向けての方策を検討することとが目的とされた。

(3) 平成23年度

さらに平成23年度は、平成21年度、平成22年度 の上記研究を受け、その研究結果を実際の弁護活動の現場に広めていくことが目的とされた。

具体的には、平成21年度、平成22年度の研究において明らかになった「触法・被疑者となった高齢・障がい者」に対する弁護活動のうち先駆的・効果的なものをピックアップし、これを範として、各弁護士が行っている日々の弁護活動に反映させられるようにするためにどのような方策をとるべきなのか、また、そのために課題・障壁となるものはどのようなものがあり、それを排除するためにはどのような施策が必要となるのか、等を調査・検討することが目的とされた。

さらに、前年度までの研究の中で、弁護士のみならず警察・検察・裁判所等の司法関係者全体においても、対象者が「触法・被疑者となった高齢・障がい者」であること自体に気づいていないとの問題点が指摘されたことを受け、警察・検察・裁判所等の司法関係者全体に対して、本件問題の所在を広く啓蒙しらしめ、早期の段階で対象者に対する支援の必要性を関係者が認識できるようにするためにはどのような手段・方策が必要かを明らかにするとともに、これを実践することが目的とされた。

Ⅲ 研究方法

本研究では、日本弁護士連合会高齢者・障がい者の権利に関する委員会第2部会(障がい者に関する問題を担当する部会)の全面的な協力のもと、同連合会会員たる弁護士が実際に取り扱った刑事事件の弁護活動を広く収集し、そのなかで「触法・被疑者」となった高齢・障がい者のケースを収集・分析して、その実態調査をするとともに、そ

の再犯予防にむけての具体的方策等への方策を模索した。

具体的には、各年度において、下記各方法により本研究をすすめた。

1 平成21年度

研究初年度にあたる平成21年度においては、「触法・被疑者となった高齢・障がい者」への弁護活動の実態を広く調査するとともに、どのような問題点があるのかも含めて調査することが必要と考えられた。そのため、公訴提起前の被疑者段階だけではなく、その後に起訴されてしまった場合の公判段階での問題点等も含めて、広く実態調査等を行うこととした。

具体的には、下記各研究方法をとった。

- ・ 被疑者・公判段階の弁護活動における問題 点の洗い出しと分析
- ・ 裁判員制度・日本司法支援センター(法テラス)の問題点の洗い出しと分析
- ・ 福祉との連携等における対象者への弁護活動における新しい試みの実態調査

触法高齢・障がい者をめぐり、被疑者段階・公判段階での問題点を洗い出したうえで、近時、新たに導入された裁判員制度や日本司法支援センター固有の問題点を洗い出す作業を行った。そのうえで、これらの課題を前提として、近時、福祉との連携をしながら効果的な弁護活動をしようとする試みや、弁護士会として触法障がい者をサポートする動きが報告されたので、これらの実態調査を行った。

なお、これらの問題点の洗い出し作業にあたり、 実際の事件で問題となった具体的事例を提示できるものについては、可能な限り当該事例を紹介するようにした。

そのうえで、これらをふまえて、平成21年度時 点で考え得る今後に向けての提言・提案をとりま とめた。

2 平成22年度

上記のとおりにして洗い出された問題点をふまえ、平成22年度は、刑事弁護をめぐる諸制度の現状について調査を行った。とくに、平成21年度に導入された裁判員裁判等、比較的新しい刑事法制に関して、いかなる活動がなされているのかについての調査を行った。

そのうえで、平成22年度においては、下記各事項について、実践・検討等を行った。

・「被疑者国選弁護人へのサポート事業」の

モデル的実践

- ・ 法テラスや後見人制度の活用と生活保護の 円滑な活用の検討
- ・ 弁護士への啓蒙活動

とくに、このうちの法テラスの活用に関して、 法テラススタッフ弁護士が具体的に取り扱った触 法・被疑者となった高齢・障がい者関係の事件に ついて、広く事例収集を行い、その事案分析等を 行った。

3 平成23年度

平成22年度までの本研究において、弁護人のみならず、警察・検察・裁判所の各司法関係職員(警察官、検察官、裁判官)においても、触法・被疑者となった高齢・障がい者の問題を広く知らしめる必要性が指摘された。そのため、平成23年度は、平成22年度までの研究成果をふまえ、司法関係者全体への啓蒙活動等として、下記各調査・研究を行った。

- ・ 「被疑者国選弁護人へのサポート事業」の 継続実施とコーディネーター養成
- セーフティネットの構築に向けた活動
- ・ 司法関係者への啓蒙活動

4 倫理面への配慮(全年度をとおして)

本研究にあたっては、実際に取り扱われた刑事 事件について、その弁護活動にあたった弁護士の 協力のもと、その弁護活動の具体的内容等を調査 した。

その際には、「触法・被疑者となった高齢・障がい者」本人はもちろんのこと、その親族、被害者、目撃者・参考人等の事件関係者等のプライバシー、個人情報を保護する必要がある。

この点については、本研究グループにおいて実際の事件記録を収集するのではなく、事件担当弁護士から事実関係の聴取をすることとし、個人を特定できる情報(個人名のみならず場所等の情報)については捨象して取り扱うこととした。

そのため、本研究の各報告においても、事案の 本質を損なわない限度において、上記個人を特定 できる情報を可能な限り捨象して報告等がなされ ている。

Ⅲ 研究結果

平成21年度

1 捜査段階の問題点

平成21年度における本研究のうち、捜査段階に 関する調査・研究では、具体的事例として、

- ① 捜査段階で知的障がいに関する適切な鑑定等がなされていなかった事例
- ② 誘導尋問によって誤った供述録取書が作成 された事例
- の2事例が検討され、その結果、
- (1) 被疑者が孤独な状態に置かれるという問題
- (2) 供述録取書をめぐる問題
- (3) 密室での取り調べをめぐる問題
- (4) 障がい者が捜査官に迎合しやすく、誘導されやすいという問題
- (5) 黙秘権をめぐる問題
- (6) 弁護人選任権をめぐる問題

などの諸問題があることが洗い出された。

2 公判段階の問題点

次に、公判段階に関する調査・研究では、

- (1) 刑事責任能力をめぐる問題
- (2) 自白の任意性・信用性をめぐる問題
- (3) 情状鑑定をめぐる問題
- (4) 手話通訳制度の不備をめぐる問題

が洗い出された。

3 裁判員制度における問題点

さらに、平成21年度に施行された裁判員制度についても調査・研究が行われた。ここでは、必要的に付される公判前整理手続において、類型証拠・主張関連証拠開示請求により、当事者の障がいに関する鑑定資料・診断書等といった検察官の手持ち証拠を一定範囲内で開示させることが可能となったとの改善点が指摘された反面、下記の問題点が洗い出された。

- (1) 弁護人が早期に障がいがあることに気づく 必要があるという問題
- (2) 裁判員候補者の中から要支援者に対する差別・偏見がある者をいかに除外するかという問題
- (3) 一般市民たる裁判員は、障がいの内容・特性に関する予備知識に乏しいことが多いものとも考えられ、このような裁判員に対し、いかに障がいの内容・特性などを理解してもらえるかという問題

また、上記に加えて、「障がい者が裁判員から 排除される」という裁判員サイドからの問題点も 洗い出された。

4 日本司法支援センターをめぐる問題点

上記に続いて、日本司法支援センター(法テラス)の問題点についても検討がなされ、具体的には、

- ① 更生保護施設への入居調整を行い、これらの 事実関係をもとにして執行猶予を得た事例
- ② 裁判員制度・法テラスの連携活動に関わる 事例(頼れる身内がおらず、コミュニケー ションに障がいがあるとも疑われる被告人 の事件において、ホームレス向けの自助グ ループとの連携をとった事例)

の2事例を検討し、その結果、

- (1) 触法高齢・障がい者が国選弁護人選任請求 をするとは限らない問題
- (2) 高齢者・障がい者に詳しい弁護士を選任することが困難であるという課題
- (3) 国選弁護における私的鑑定・情状鑑定の費用支弁の問題
- (4) 福祉との連携場面におけるスタッフ弁護士 の活用

などの諸問題があることが洗い出された。

5 福祉機関と連携する際の問題点

さらに、福祉機関と連携する際の問題点についても検討がなされ、具体的には、

- ① 万引きを繰り返し(前歴20犯)、執行猶予中 にさらに万引きで逮捕され、実刑となった 事例
- ② 発達障がいであることがわかり、福祉につ ながった事例

の2事例を検討し、その結果、

- (1) 被疑者と接見した段階で障がいに気づくことが必要であるが、それができていない問題
- (2) 障がいのある人とのコミュニケーションのあり方を検討する必要がある、という問題
- (3) 知的障がいのある人とのコミュニケーションについての研修も必要である、という問題
- (4) 障がいのあることの証明をいかになすべき か、という問題(療育手帳など各種手帳を 持たない場合、いかに福祉との連携をして これら立証をしていくか、という問題)
- (5) 情状立証の組み立てをいかになすべきか、 という問題(「障がい特性」や「どのような 生活を準備できるのか」という点をいかに 立証していくか、という問題)

などの諸問題があることが洗い出された。さらに、これらの諸問題を解決・打開するにあたって、各種福祉機関・社会資源にどのようなものがあるのかを検討するとともに、どのような連携の仕方があり得るのかを検討する必要があるとの指摘がなされた。

6 弁護士会の調査

そのうえで、上記を受けて、全国各弁護士会の うち、先駆的な取り組みをしているところについ ての調査・検討がなされ、具体的には、

- ① 埼玉弁護士会・社会復帰支援委託援助事業
- ② 大阪弁護士会・障害者刑事弁護サポートセンター

の二つの事業について、調査・検討がなされた。

① 埼玉弁護士会調査

このうちの①埼玉弁護士会・社会復帰支援委託 援助事業は、2009年7月より、住居不定等により 帰住先のない身柄拘束中の被疑者または被告人に 対し、早期の社会復帰を果たせるように支援して いる刑事弁護人(弁護士)を援助する事業を始め ている。かかる事業の内容としては、釈放後の一 時的な居所を確保するとともに、同所から長期的 に居住可能な住居に転居する等の支援を社会福祉 士等専門的資格を有する者に委託し、自立支援の ための助言を行っている。具体的には、まず、埼 玉弁護士会刑事弁護センターが、上記の委託可能 な一時的な居所 (シェルター施設) を運営する法 人等を選定・指定する。そして、実際に被疑者等 が帰住先を喪失していたり、釈放後に最低生活費 が下回る生活状況が予想される場合、弁護人が上 記指定された施設に「社会復帰支援の委託」の申 し込みをする。すると、その施設の社会福祉士等 専門職が弁護士と連携して、釈放後の支援計画に ついてアセスメントや必要な支援を行い、個別支 援計画を作成し、弁護士はこの書面を情状弁護の 資料とする。その結果、被疑者・被告人が釈放さ れたのちは、一時的にシェルター施設で生活しな がら、退所後の生活についての調整をする。この 場合当該弁護士には生活保護の申請同行支援を含 めた積極的な連携が期待されている。そして、当 該施設は、要支援者がシェルターを出て地域生活 に移行したのちもアフターフォローができるよう、 地域のネットワークへのコーディネートも行う。 弁護人は、その際「社会復帰支援委託金」を指定 施設に支払うが、この委託金を埼玉弁護士会が援 助する仕組みとなっている。

② 大阪弁護士会調査

次に、このうちの②大阪弁護士会・障害者刑事 弁護サポートセンターは、2009年11月、高齢者・ 障害者総合支援センターの下に、「障害者刑事弁 護サポートセンター(以下、単に「サポートセン ター」という。)」を発足させた、というものであ る。障がいのある被疑者・被告人あるいは少年の 弁護人・付添人に対し、どのような支援ができる のか、またすべきなのかといった助言や情報を提 供し、必要に応じて福祉等のネットワークにつな ぐコーディネート支援を行うことで、障がいのあ る者に適切な刑事弁護が保障されることを目的と している。具体的には、実際に弁護している被疑 者・被告人、少年に障がいがある場合、あるいは あるのではないかと疑われる場合に、その弁護 人・付添人が、サポートセンターのメーリング・ リストに登録をしたうえで、現実に直面している 問題や疑問等を投稿する。すると、障がい者の刑 事弁護に経験豊富な弁護士が具体的な助言や情報 提供をする。また、必要に応じて、個別に医師や 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉関係者等 を紹介し、ネットワークにつなげていくこともし ている。たとえば、実際に弁護をするうえで、被 疑者とどうもうまくコミュニケーションがとれず、 動機も理解不能である、被告人に障がいがあるの かどうかもわからない、そのような場合、弁護人 としては弁護方針すらたてられないことがある。 また、起訴猶予や執行猶予を取ったのはいいが、 同じ環境での釈放後の生活が不安である、けれど もどこへつないでいいかわからないといったケー スも実は多く存在する。そういった弁護人を援助 するのがサポートセンターの役割である。さらに、 国選弁護人で、被疑者・被告人に障がいがあり、 特にコミュニケーションがとりづらい場合は、複 数選任の申立てを積極的に行うことを勧め、その 場合に複数選任の候補として障がい者刑事弁護の 経験豊富な弁護士を紹介することも行っている。

7 平成22年度以降に向けての検討

そして、以上の調査を踏まえ、今後に向け、現 段階で考え得る方策の検討がなされ

- ① 関係法規の改正
- ② 具体的事案での弁護活動の改善

- ③ 捜査機関・裁判所等の公的機関の対応改善などの提言・提案がなされた。具体的には、
- ① 刑法等の責任能力と障がいのある人の判断 能力の異同の調査研究は勿論、刑法・刑事 訴訟法などの鑑定のあり方、手続規定全般 についての見直しが不可欠であること
- ② 被疑者・被告人に対して障がい特性に配慮した適切な刑事弁護をするためには、まず、弁護人が被疑者・被告人になんらかの障がいがあり、配慮が必要であることに気づかなければならないため、障がいに気がつくための方策の1つとしてチェックリスト等を作成する必要があること、また、障がいに気づいた後に、弁護人として注意すべき点などについても、これをリストアップする必要があること
- ③ 捜査関係者、警察、検事などに知的障がい者、精神障がい者、重複障がい者の特徴、 判断能力の有無、程度、刑事手続における 攻撃防禦の能力の不十分性、そして取調の 可視化の必要性について研修を十分に行う こと

などが提言された。

平成22年度

1 刑事弁護をめぐる諸制度の動き

平成22年度における本研究では、まず、この間の刑事弁護をめぐる諸制度についての調査・取りまとめがなされた。

その結果、

- ① 国選弁護制度をめぐる現状
- ② 日本弁護士連合会委託援助事業をめぐる現状
- ③ 裁判員裁判をめぐる現状
- ④ 民事法律扶助制度をめぐる現状

のそれぞれについて、具体的データを元に調査・ 分析が行われた。その内容は下記のとおりである。

① 国選弁護制度をめぐる現状

すなわち、「①国選弁護制度をめぐる現状」については、平成21年5月21日に開始された裁判員裁判と本格的に実施された被疑者国選について、平成23年2月1日現在の日本司法支援センターと

の刑事国選に対応する契約弁護士数は18,000人を超え、被疑者国選が開始された平成18年10月の2倍以上に達する状況にあった。他方、被疑者国選弁護事件は、毎日200件前後の件数で推移しているが、これは当初想定した件数を下回っていることが判明した。(ちなみに、被告人国選は年間7万件前後の件数で推移している。)

② 日本弁護士連合会委託援助事業をめぐる現状

次に「②日本弁護士連合会委託援助事業をめぐる現状」については、日本弁護士会連合会が会員から特別会費を徴収するとともに自ら約12億円もの資産を投入して日本司法支援センターに委託して実施している「少年に対する扶助的付添人活動」、「被疑者刑事弁護活動」の各種事業についても調査を行った。これらの事業は、「逮捕段階の被疑者や被疑者国選対象外の事件により勾留されている被疑者等への支援」や「高齢者・障害者・ホームレスの生活保護同行支援」など(日弁連ではそ

の他の7事業と呼んでいる。)であり、国費ないし公費をもって行なわれる事業の対象外となってはいない事業であることが指摘された。そのうえで、これらの事業に要する費用がここ1、2年想定外の伸びを示したことから、資金に不足が生じ、少年刑事関係での弁護士1人当たりの毎月の特別会費が3,100円から4,200円に増額されたほか、その他の7事業についても同じく弁護士1人当たり毎月1,300円の特別会費の徴収がなされることになった。その結果、次年度は日弁連が少なくとも合計16億円をさらに上回る経費をかけてこの事業を継続することになった。

③ 裁判員裁判をめぐる現状

さらに「③裁判員裁判をめぐる現状」については、裁判員裁判において責任能力が問題になった事案に注目して調査したところ、そのような事案は、平成22年1月以降だけでも判明しているだけで少なくとも40件以上に上っており、この中には知的障害や精神障害による心神喪失や心神耗弱が争点となったものが少なからず含まれているものと考えられた。

④ 民事法律扶助制度をめぐる現状

最後に「④民事法律扶助制度をめぐる現状」に ついては、民事法律扶助の契約弁護士数が平成23 年2月1日現在13.000人を超えており、代理援助 の実績は昨年度実績で約10万件、本年度の見込件 数は約11万件となっている。これらの代理援助の 費用は立替金とされ償還するものとされているが、 平成22年1月から生活保護受給者については、原 則として免除されることになり、実質的に償還制 から給付制に移行した。その後、準生活保護要件 該当者(例えば、障害者年金受給者など)につい ても生活保護受給者と同様の取り扱いをするのが 相当との立場で日弁連全体でこれを実現するべく 活動を展開してきたが、ようやく次年度予算に計 上され平成23年4月以降高齢者や障害者等につい ては以前と比較して要件が明確化され免除申請を 容易に行ない得るようになった。そのうえで、前 記の日弁連が多額の経費を負担して実施している 法律援助事案と同様、民事法律扶助も被疑者・被 告人の生活の再建にとっては必要不可欠な支援 サービスであり、その拡充は本研究の成果を踏ま え事業を実施するうえで極めて重要と考えられる 旨の指摘がなされた。

2 平成22年度の調査等

以上の調査を踏まえ、平成22年度は、下記各調査・実践を行った。

- ① シンポジウム「触法障がい者への司法福祉 的アプローチ」への支援
- ② 日本司法支援センタースタッフ弁護士等への弁護活動調査
- ③ 大阪弁護士会支援センター調査

① シンポジウム「触法障がい者への司法福祉的 アプローチ」の支援

このうち「①シンポジウム『触法障がい者への司法福祉的アプローチ』への支援」は、以下の内容のシンポジウムである。

テーマ 「触法障害者の司法福祉的アプローチ 〜気づいていますか? あなたが担当す る被疑者・被告人に障がいがあるかもし れないことに〜 |

日 時 平成22年12月11日仕) 午後1時から5時

場 所 弁護士会館2階

元来、弁護士、弁護士会に対し当研究グループの研究テーマの重要性をアピールし認識してもらう必要性があることはいうまでもないが、さらに、他の関係者そして市民の方々にも理解を深めてもらう必要であり、これを実践するため上記シンポジウムにこの半年以上もの間、積極的に関わってきたものである。当研究グループは、独自の立場でこのシンポジウムに直接、間接に関与し、協力している人々との意見交換、協議を行い、弁護士、弁護士会が触法障がい者に対し司法福祉的アプローチを行なう場合の課題等について意見交換を行なった。

② 日本司法支援センタースタッフ弁護士等への 弁護活動調査

次に「②日本司法支援センタースタッフ弁護士 等への弁護活動調査」については、実際に刑事弁 護を実践する上での支援状況、福祉との連携の有 無・内容を把握するための、現在、全国各地で活 躍しているスタッフ弁護士に協力を要請し、下記 のとおり、具体的な弁護事例を複数、得ることが できた。

事例1 裁判員対象でない事件

本事例は、同種行為に及ばないような環境調整を行い、実刑判決を防いだ案件である。

これは、当事者(34歳・療育手帳B2・9歳から12歳程度のIQ)が、住居侵入及び窃盗(パンストばかり303件)を行い、同種余罪多数、というものであった。過去に執行猶予保護観察付判決を受けたことがあり、その保護観察期間(5年間)中、月1回面会に通っており、その間は犯行はなかったようだった。

弁護人は、初回接見時、当事者に話しかけても応答 しないことから障がいの存在に気づいた。

そこで、弁護人は、再犯をなくす環境調整が必要だと 考え、環境調整を行った。両親は施設に入れたくない との考えであり。被告人は、両親と同居することを希 望した。他方、病院は対処治療のみ行うところであった。 その結果、消去法で、被告人はこれまでどおり自宅 に住み、従来勤務していた作業所に継続して受け入れ てもらうことにした。当事者に作文を書かせるなど、 従前以上に監督することを誓約する陳述書を裁判に提 出した。また、被害弁償に関しては、2人の被害者に 対して、生活保護費のなかからそれぞれ5,000円を支 払った。

その結果、判決は、懲役1年6月・3年間保護観察 付執行猶予であった。弁護人の判決に対するコメント としては、「同種前歴・余罪多数で、実刑の可能性も あったので、環境調整が評価された。」というもので あった。

事例2 裁判員対象でない事件

本事例は、期日間整理手続にあわせて環境調整を行い、再度の執行猶予を得た案件である。

これは、当事者(40歳・IQ47)が、食べるものがなくなり、スーパーでの食料品の万引き(1,300円)を行ったという案件である。

本件事件1か月前に、懲役1年2月・執行猶予3年の判決を受けており、その他、コンビニでの食料品の万引き等、同種前歴が多数あった。担当弁護士によれば、前回の事件を担当した刑事弁護人は、当事者が触法障がい者であるという特殊性には注意を向けたとはいえない、とのことであった。

当事者の実母は死去しており、実父との交流はなく、 兄と二人暮らしをしていた。また、生活保護受給中で あった。

弁護人は、初回接見時に迎合的な受け答え、オープンクエスチョンには答えられない等の障がいに気づくとともに、警察留置係から、障がいがあることが伝えられていた。

被疑者段階において、弁護人が検察官と交渉した結果、「前科が多く、簡易鑑定でも責任能力はあると判断されたため、起訴猶予はとれない」ことがわかった。 そのため、弁護方針としては、責任能力を争うこと と環境調整を図ることとした。

環境調整に関し、当事者は、金銭管理能力が乏しく、福祉機関につなげる必要があった。そこで、社会福祉士、社会福祉協議会、福祉事務所との連携を図り、救護施設への入所をすることとなった(その選定は、福祉事務所の紹介であった。)。また、成年後見申立等の必要性も含めた善後策をケース会議を開いて検討をした。さらに、療育手帳の申請(中学校時代の担任を捜す、嘱託医の診察)・取得した。そのうえで、社会福祉協議会での資金借入もおこなった。また、被害弁償については、被告人の兄が事前に全額買取していた。

弁護人としては、「期日間協議で、裁判官と話をするなかで、被告人が障がい者であることへの理解が深まっているように感じた」とのことであった。

その結果、懲役8月、執行猶予4年、保護観察付(再度の執行猶予)との判決が得られた。その中では、「福祉の手当てが見込め、更生環境が格段に改善され、再犯防止を達しうる」と判決理由に書かれた。弁護人の判決に対するコメントとしては、「弁護活動を評価した適切な判断である。」とのことであった。事後に、保護観察所にも事情を説明し、保護観察官直々に担当することになった。

事例3 裁判員対象でない事件

これは、社会復帰後の環境調整を行い、それを判決で評価された案件である。

当事者(70歳·IQ 不明)が、2か月あまりの間に、スーパーマーケットでビール等の食品(265円ないし933円)を3回にわたって万引きしたという案件であった。頼れる親族はおらず、単身生活をしており、40年前の罰金前科があった。

弁護人は、初回接見時にドアの側を向いて座ったり、 弁護人の側に寄って話をしないこと、家族との連絡を 拒否すること、40分で被疑者の方から接見を打ち切っ たことなどから、頑固な印象を受けた。その後、2、3回接見を重ねるうちに、記憶が曖昧であったり、妄想的な言動がみられたため、認知症を疑うようになった。そこで、簡易知能検査をした結果、15点であることがわかり、認知症の疑いが濃厚となった。

そのため、弁護方針としては、責任能力を争うことも考えたが、犯行当時に認知症であったかどうかは不明であり、執行猶予相当の事案であることも考慮して、争わないことにした。ただし、被告人質問では、認知症の症状が進んでいることを理解してもらう工夫をし

た。そのうえで、再犯防止のため、被告人の親族や地域包括支援センターに連絡をとった。そして、同センターから「認知症であれば、要介護、施設入居も可能」 との回答であった。

なお、被害弁償をしたかったものの、資力がなくできなかった。

そのほか、介護申請を行い、できる限り早く介護サービスを受けられるように、拘置所内での面談調査を依頼した。

そのほか、民生委員へも協力を要請するとともに、 当事者の日常生活の状況を教えてもらい、陳述書を作成したりした。 その結果、懲役10月、未決勾留日数20日間算入、2年間執行猶予の判決を得た。判決理由では、「Aの認知症が疑われること、精神状態が犯行に影響、介護支援等がなされる体制が整えられつつあり、今後は今までとは異なる公的な支援体制が期待できる。」との判示がなされた。

弁護人の判決に対するコメントは、「当初、裁判所は、触法障がい者に対する弁護活動について、無理解とも思われる言葉があったが、判決では、福祉との連携が、弁護活動として評価され、手応えを感じた。被告人質問も効果があった。」というものであった。

事例4 裁判員対象事件

この事案は、情状鑑定や社会資源との関係調整を活用して執行猶予につなげた案件である。

【事案の概要】

起訴罪名:強盗致傷

判 決:懲役3年(求刑·懲役4年)、5年間執行猶 予・保護観察付き、未決勾留日数50日算入 (確定)

【公訴事実の概要】

被告人は、スーパーマーケットにおいて、女子高生2名がテーブル上に財布を置いたまま一時的に離席した際、両名の所有の財布を窃取したところ、店員等に発見され、逃走を図ったが、逃走経路上において女子高生1名に逮捕されそうになるや、同人の頭部をバッグで殴り、倒れ込んで起き上がろうとする同人の胸部を足蹴にする暴行を加え、同人に加療約1か月を要する胸骨骨折の傷害を負わせた。(強盗致傷・裁判員対象事件)

【弁護活動の概要1・捜査段階】

① 障がいがあることを覚知した経緯

弁護人は、被疑者段階で面会するや、本人が「ヌボーッとした感じ」であることを感じた。また、本人の経歴を聞き出すうちに、本人が養護学校を卒業していることを聞き出した。なお、本人は、16歳のときに一度、療育手帳を取得していたものの、その後の更新の際に必要な再判定を受けていなかったため、手帳の更新がなされていなかった。

② その後の対応

本人に知的障がいがあると覚知したため、捜査機関に対して、取り調べ全過程の録画・録音を要求するとともに、「相手方の発言にあわせる傾向があること」「誘導的な取調をしないように」という旨の申し入れを行った。

被害者対応をしようとするも、被疑者段階では、被 害者との連絡がつかなかった。

以上を前提に、本人を不起訴処分とするよう、検察 官に求めた。

【弁護活動の概要2・公判前整理段階】

以上の活動にもかかわらず、被疑者は起訴された。 被疑者段階においては、検察官による簡易鑑定すらさ れなかった、とのことであった。

① 起訴直後の保釈請求

起訴直後、保釈請求を行ったところ、いったんは保 釈許可決定がなされたものの、検察官から準抗告され、 同決定は取り消されてしまった(その後、弁護人から 特別抗告を行うも、これも棄却され、本人は、しばら くの間、身体拘束をされることとなった)。

② 第二次保釈請求

その後、公判前整理手続を経て、公訴事実に争いがないこと等が明らかになった段階で、再度、保釈請求を行った。

その結果、被告人本人は保釈された。

③ 療育手帳の再取得

本人の保釈を受け、弁護人は、療育手帳の再取得につなげた。

④ ケース会議の開催

弁護人が発案して、今後の本人支援のためのケース 会議を行うこととし、本人(保釈後から)、本人の両 親、弁護士、市の障害支援課担当者、養護学校教諭な どの出席を求めて、本人の今後の生活等について、関 係機関が情報共有を図り、各機関がどのような支援を していくのかを決めていった。

ケース会議は、合計8回に及んだ。

⑤ 鑑定請求

弁護人は、責任能力を争いつつ、情状面でも精神鑑定が必要である旨をも主張し、最終的には、情状鑑定をすることとなった。鑑定人の人選は、裁判所が行った。 鑑定の際にも、伝聞証拠からの情報で鑑定がなされ

鑑定の除にも、伝聞証拠からの情報で鑑定がなされないように申し入れるとともに、関係者(これまで本人と関わってきた社会資源関係者・ケース会議の参加者でもある)のリストを弁護人が提供し、鑑定人は、これらの関係者から直接事情を聴取したうえで、鑑定

を行った。

【公判での活動】

弁護側の立証は下記のとおりであった。

- ・示談書(被害者に100万円の被害弁償)
- ・被害者から出された裁判所への意見書 (宥恕意思 のあるもの)
- · 還付請書
- ・報告書(被告人の知的能力について)
- ・証人(母)
- ・鑑定人尋問(「軽度知的障がい」というと、障がいが軽いというイメージを持たれてしまいかねないので、弁護人は、IQの分布の中で「被告人のIQ59」は、「とくに低い」というカテゴリーにあることを明確にさせた)
- ・障がい者生活支援センター職員

【判決】

以上の結果、判決では、以下のとおり判示がなされた。「本件犯行前には、知的障害を有する被告人に対する指導、助言が適切になされていなかったのであり、それが本件犯行に影響していることは否定できないところであるから、この点は被告人に有利に斟酌されるべきである。」

「さらに、次のような被告人に有利に斟酌されるべ き事情もある。すなわち、被告人は、軽度精神遅滞の 知的障害を有している。学校でのいじめなどもあって ストレスの多い生活環境にあったことから、失敗など 不快な気持ちに対しては、余り深く考え込まず、軽く 受け流してしまう傾向が顕著である一方で、几帳面さ、 律儀さ、徹底的、熱中的といった粘着的な性格をも有 している。価値観、人格特性等は反社会的でなく、犯 罪常習性は強くない。被告人の両親は、被告人の言語 的知能が比較的高かったことから、被告人の知的障害 に対する理解が十分ではなく、被告人に対する有効適 切な助言、援助が不足していた。そのような中、被告 人は、好意を抱いていた女友達に対し、食事代の名目 で金銭を支払う約束をし、さらに、その女友達とメー ルのやりとりをするうち、支払をすることによって女 友達を助けたいとの思いも抱くようになった。そして、 支払期限が間近に迫り、約束を守らないといけないと いう焦りや切迫感を抱いて心理的に追い詰められ、現 実的な検討能力の低さも相俟ち、目の前にある財布を 見て機会的、急性的に本件犯行に至った、というので

このように、本件犯行前には、知的障害を有する被告人に対する指導、助言が適切になされていなかったのであり、それが本件犯行に影響していることは否定できないところであるから、この点は被告人に有利に斟酌されるべきである。

さらに、次のような被告人のために酌むべき事情も

ある。

すなわち、A子の父親との間で示談が成立し、示談金100万円が支払われている。示談の成立を受け、A子の父親が、A子の意向を踏まえつつ、「犯人に対する罰については、特別に重くとか特別に軽くという希望はない」旨記載された意見書を提出しており、被害者らの処罰感情が緩和していることが窺われる。被害品である現金及び財布が被害者らに還付され、財産的被害は回復している。本件犯行は、既に見たとおり、心理的に追い詰められた被告人が、誰もいないテーブルの上に置かれたままの財布を見て咄嗟に敢行したものであって、計画性がなく、偶発的なものである。被告人は、事実を素直に認め、被害者らへの謝罪の意思を表明するなど真摯な反省の情を示している。被告人は、これまで前科がなく、養護学校を卒業後は怠勤等もなく真面目に仕事をしてきた。

以上の諸事情を総合して考慮し、とりわけ、被告人の知的障害が犯行に与えた影響、被害者との間で示談が成立し、被害者も厳しい処罰までは求めていないことなどに思いを致すと、検察官の指摘する犯行の危険性、結果の重さ等を十分に勘案しても、本件は、刑の執行を猶予するのが相当な事案である。」

「もっとも、情状鑑定において、被告人は、失敗など、不快な気持ちに対しては、余り深く考え込まず、軽く受け流してしまう傾向が顕著である旨指摘されていることは、既に説示したとおりである。加えて、本件犯行前と異なり、両親による指導監督や福祉機関の援助が期待できることは弁護人指摘のとおりではあるものの、それらは被告人や家族ら周囲の者の自発性に依拠する面が大きいことも併せ考えれば、被告人の更生をより確かなものにするためには、猶予の期間中、被告人を保護観察機関の補導、援護の下に置くことが相当である。

そこで、被告人に対しては、酌量減軽をして主文の 刑に処した上、今回に限りその刑の執行を猶予すると ともに、猶予の期間中、保護観察に付することとす る。」

【弁護人のコメント】

執行猶予付き判決がでたものの、弁護人としては、 その判決に不満をもっている、とのことであった。

すなわち、本件について、弁護人は、被害弁償がなされたうえに被害者からの宥恕も得ており、執行猶予相当事案であると考えていた。だからこそ、各種社会資源のサポート状況を厚く立証し、(現状としてその実効性に乏しい)保護観察を付さずとも、本人の再犯を防ぐことはできる、との主張をしていた。

しかし、判決では、この点についての弁護人の主張 をほとんど容れておらず、結局のところ保護観察機関 の補導、援護が必要、などという結論になってしまっ た、と弁護人は感じているとのことであった。

事例5 裁判員対象事件

本事案は、社会資源との関係調整を行ったものの結果の重大性などから実刑となってしまった事案である。

【事案の概要】

起訴罪名:現住建造物等放火

判 決:懲役3年(求刑・懲役6年)

未決勾留日数120日算入(確定)

【公訴事実】

内縁の夫と同居する共同住宅の自宅居室に敷かれていた布団にライターで点火して火を放ち、自宅居室及び上階の床板、壁、天井等を焼損(焼損面積約35平方メートル)した。

【捜査段階での弁護活動】

捜査段階で精神鑑定の証拠保全請求を行った。それ 自体は却下されたが、留置施設から主治医のもとに搬 送され、主治医の診察が受けられた。

【公判前整理段階での弁護活動】

被害弁償をする、などの弁護活動を行うほか、以下 のような活動を行った。

被告人が通っていた病院のみならず、弁護人自らが探してきた自立支援施設の職員などといった社会資源から証言が得られるように調整をした。とくに、この自立支援施設職員は、拘置所に赴き、被告人本人と面会をした上で、施設での受入プラン等を立て、これを法廷で証言した。

また、執行猶予判決の可能性があることを示すため、 量刑データベースに基づき独自の量刑資料を作成して、 事前に検察官と合意して弁論の際に配付した。

【争点】

公判前整理手続では責任能力を争う旨の主張をしたが、主治医及び鑑定人(鑑定受託者)の意見を踏まえて撤回したため、争点は量刑(執行猶予を付すべきか否か)に絞られた。

【争点に関する当事者の主張】

1 検察官は、①被害結果重大、②延焼危険性大(公共の危険)、③厳重処罰希望、④動機が身勝手・自己中心的の4点を主張立証し、懲役6年を求刑した。 2 弁護人は、①損害、②原因、③今後をテーマにした立証計画を策定し、①避難を呼びかけていること、損害の大半は保険及び父親の協力により回復されていること、②人格障害の影響により判断力が低下していたこと、③社会内で受け入れる環境が整っていることを主張立証し、執行猶予(保護観察付き)判決を求めた。

【鑑定の内容及び立証方法】

捜査段階で、鑑定留置を伴う本鑑定(いわゆる起訴 前本鑑定)が行われており、特定不能の人格障害によ り、是非弁識能力及び行動制御能力が「多少は」低下 していたと鑑定されていた。

①責任能力自体は争点にはならなかったが、検察官は、②動機を立証するために鑑定人の証人尋問を申請し、弁護人は、③人格障害の原因(劣悪な養育環境の影響があること)を立証するために証人申請した。

証人尋問は、検察官、弁護人、裁判所の順に行われ、証言に際して、鑑定人作成のパワーポイントを利用する方式が用いられた(交互尋問ではあるが、いわゆるプレゼン方式に近い)。

【弁護人の立証活動】

弁護側の立証は下記のとおりであった。

- ・119番通報の報告書
- ・領収書・被害弁償報告書(被害弁償したこと)
- ・被告人質問 (事件当日の出来事、生い立ち、反 省状況)
- ・父尋問(生い立ち、被害弁償状況、今後の支援の 状況)
- ・鑑定人尋問(放火の動機、人格障害になった経緯)
- ・証人尋問 (病院関係者:病院が社会復帰後の被告 人の受け入れを約束する)
- ・証人尋問(自立支援施設関係者:自立支援施設としても、社会復帰後の被告人を受け入れる)

本件放火の原因については、被告人質問及び父親の証言により「養育環境が劣悪であったこと」を立証した上で、鑑定人の証言に基づき、「劣悪な養育環境の影響により、特定不能の人格障害になり、人格障害の影響により正常な判断ができなかった」ことを主張立証した。鑑定人は「このような養育環境でなければ、人格障害になることはなく、人格障害でなければ、このような事件を起こすことはなかった」と証言した。また、人格障害が本件犯行に与えた影響は「50~60%」であると証言した。

今後の支援態勢については、本件以前から通院していた病院の精神保健福祉士が証言し、「被告人の病状及び本件犯行を十分に理解した上で、病院の上層部及び主治医と協議し、仮に執行猶予判決となれば、判決当日に医療保護入院で入院させる態勢を整えている」と証言した。また、医療保護入院(1項入院)のために必要な保護者選任の審判を家庭裁判所に申し立て、父親を保護者として選任させ、父親の証言に安易に退院に同意しないことを証言させた。また、自立支援施設(NPO法人が運営)の臨床心理士が証言し、「被告人と東京拘置所で面会した上で、施設長及び病院と協議し、仮に退院できる状態になった場合には、3か月後を目途に当施設で受け入れることが可能である」と証言した。

なお、精神保健福祉士は、「多くの精神障害者が刑務所に入れても、出所後は適切な支援が受けられない現状にある」ことを証言し、臨床心理士は刑務所で面会した経験から「適切な支援を受けられなかったために、犯罪を犯してしまう精神障害者が多いこと」を証

言した。

【弁護人の主張・最終弁論】

弁護人は、最終弁論において、下記の3点を主張した。 1 人格障害の影響で判断能力が低下していたことが 本件の原因であること

鑑定人の証言内容は、以下のようなものであった。すなわち、被告人には、「特定不能の人格障害」があり、事件前から「慢性的な空虚感」に基づく「希死念慮、自殺未遂」があった。事件当時も「違法性の意識が不十分」で判断能力は「多少」低下していた。人格障害の影響が「40から50%」はあった。「人格障害でなければ、この事件は起きなかった」。被告人が「人格障害になった原因は、親の精神病と」「幼少時の養育環境」であり、本人の努力ではどうにもならないものである。これらの事情からすると、被告人を強く非難できない。

2 事件後、被告人が避難を呼びかけ、損害の大部分 も回復されていること

被告人本人が避難を呼びかけ、早期に消防車が到着して、被害拡大を防いだ。死傷者はおらず、建物の損害については保険金が支払われた上、不足分も父親が支払っている。損害の大半は回復し、大家も厳罰を望んでいない。

3 被告人を受け入れる環境が整っていること

本件当時は精神状態が悪化していた。しかも、その 支援体制は不十分であった。それゆえ事件を防げな かった。現在は、病院、施設とも受入を約束している し、父もできる限りの支援を約束している。専門家の 支援を受けて社会内で生活する環境が整っている。

そのうえで、弁護人は、刑罰の目的について、以下のとおりの主張を展開した。すなわち、刑罰の目的は、①行為に見合った責任と、②再犯防止にある。本件では、①同種事案の半数程度に執行猶予が付されているうえ、②今なら専門家の支援も受けられるし、保護観察も付けられる。再犯防止のために、刑務所に入れる必要性はない。ここで、執行猶予という制度は無罪放免を意味するものではない。再び、犯罪を犯せば、執行猶予は取り消されうる。保護観察を付けた場合には、保護観察官・保護司の監督を受け、遵守事項を守らないといけない。これを守らなかった場合にも執行猶予が取り消されることがある。また、保護観察がついている場合には、二度目の執行猶予はない。

これらの事情からすれば、被告人には執行猶予(保護観察付き)を付するべきである。

【判決】

判決は、「被告人の刑を重くする事情」として、以下の点を挙げている。

1 まず、被害結果と公共に対する危険が大きかったという点である。

本件アパートは、隣家に近接した住宅密集地にある 木造2階建ての共同住宅であり、しかも、本件当時は 4部屋に各1名が在室していた。被告人が放った火は、 大きな炎が立ち上るほどの火事となり、出動車両は21 台に上り、100人以上が消火活動に当たったにもかか わらず、鎮火までに2時間以上も要し、1階の被告人方とその真上の2階の居室は激しく焼損した。アパートの他の居室や近隣の住宅に延焼する危険があり、本件アパートの住民はもとより、近隣住民らの生命・身体・財産を脅かす非常に危険な犯行である。本件放火により、焼損した家屋や家財などに保険会社の支払額を基準にしても約1,600万円という金額に換算できる財産的な被害が生じたほか、前記2階の被害者には、思い出の品を失う、あるいは精神的に不安を抱えるなどの被害も生じており、当然のことながら、被告人に対して厳しい処罰感情を抱いている。

なお、弁護人は、財産的被害はその大半が回復されていると主張し、その点を被告人に有利に考慮すべきであると主張するが、被告人の父親が支払った80万円弱の被害弁償金を除けば、被害者らが掛けていた保険の保険金によって回復されたものであるから、この点を被告人に特に有利な事情とみることはできない。

2 本件犯行の動機について、被告人は自殺を図ったものであると供述するが、被告人の精神鑑定を実施したX医師によれば、被告人は、同居の交際相手に見捨てられるのではないかとの不安から自分に注意を向けさせようとして犯行に及んだものと分析されている。いずれにしても、被告人は近隣住民に与える被害を省みることなく本件犯行に及んだものと認められ、その動機は身勝手かつ短絡的との評価を免れない。

他方で、「被告人の刑を軽くする事情」としては、 以下の点を判示している。

1 前記X医師の精神鑑定によれば、被告人は特定不 能のパーソナリティー障害(境界性ないし依存性パー ソナリティー障害の傾向がみられる。) であるとされ ている。被告人が身勝手にも本件犯行に及んだことは、 そのような人格的な偏りが影響しているものと考えら れ、同障害がなければ本件犯行は起きなかったといえ よう。そして、被告人が、小学生のころから、母親が 精神的な病のため、家事をほとんどやらず、父親以外 の男性を家に入れて生活するなどという異常な家庭環 境の中で育ち、中学時代から友人宅などで生活し学校 にもほとんど行かなかったなどの生い立ちが、パーソ ナリティー障害の一因となっているのではないかと考 えられるところである。そうすると、被告人に責任を 帰すことができないような事情も本件の遠因となって いることを否定できず、そのような観点からは被告人 を強く非難することは躊躇される。

2 また、被告人は、放火した炎が30センチメートル程度になった時点で、放火した旨アパートの管理会社に電話をかけ、2階の201号室の住人に避難するよう呼びかけた上で、再度自室に戻って119番通報をしている。現実にも、201号室の住人がした110番通報がきっかけとなって比較的早期に消火活動が開始されており、このような被告人の行動によってより大きな損害や延焼を免れた面があるといえる。このほか、被告人が8か月余りにわたりその身体を拘束されて反省の機会を与えられたことや、当公判廷においても事実を認めて反省の言葉を述べていること、これまで被告人に前科前歴がないことも刑を軽くする事情ということができる。

さらに、被告人が本件以前から治療を受けていた病

院の精神保健福祉士や自立支援施設の臨床心理士が出 廷し、被告人が社会復帰した場合、とりわけ執行猶予 付きの判決を受けた場合には、判決言渡しの日から精 神科による入院治療を受けさせ、その後は自立支援施 設において被告人を受け入れる態勢を整えていること など、被告人を支援する具体的な方策について証言し、 被告人の父親もこれに協力する旨供述している。

以上の各事情を示した上で、本判決は、以下のように結んでいる。

以上に指摘した事情を前提に、同種事案における量 刑傾向も考慮した結果、当裁判所は、被告人に対して は酌量減軽をした上で実刑に処するのが相当であると 考えた。その理由は、行為に応じた責任を科すという 見地からは、被害結果と公共に対する危険、とりわけ 多大な被害結果が第三者に対して現実に生じたという 点はやはり重視されるべきだからである。被告人の更 生可能性という見地から、被告人にとって必要かつ適 切なサポート態勢を整えた弁護人及び関係者の尽力に は敬意を表するものであり、当裁判所も、被告人の更 生、再犯の防止という観点から、社会内での受け入れ 態勢や被告人の更生への意欲等についても慎重に検討 し、執行猶予を付すことがおよそ考えられない事案で はないと判断されるものの、やはり前記の本件事案の 重大性からみて実刑に処すのが相当と判断し、刑期に ついては酌量減軽した上で主文の量刑とした。

【争点に関する裁判所の判断】

量刑の理由は「被告人の更生可能性という見地から、

被告人とって必要かつ適切なサポート態勢を整えた弁護人及び関係者の尽力には敬意を表するものであり、 当裁判所も、被告人の更生、再犯の防止という観点から、社会内での受け入れ態勢や被告人の更生への意欲等についても慎重に検討し、執行猶予を付すことがおよそ考えられない事案ではないと判断されるものの、やはり前記の本件事案の重大性からみて実刑に処すのが相当と判断し(た)」というものである。

なお、判決言渡し後、裁判長から10分近い説諭があった。記者会見には、補充2名を含む裁判員8名全員が出席し、受け入れ態勢を整備したことは高く評価されるべきであるが、刑務所に入って罪を償い、出所した後に適切な支援を受けるべきではないかという感想が出されたようである。

【弁護人のコメント】

結果的には実刑判決となってしまったが、量刑の理由及び記者会見の様子を聞く限り、弁護人の主張は理解されたと感じている。立証のテーマを①損害、②原因、③今後に絞り、1日目、2日目、3日目に対応させて立証を行ったことが成功した要因ではないかと思われる(被告人質問を3回に分けたため、最終日には40分間の補充尋問があった)。裁判員は、更生可能性に対する関心が高いため、執行猶予判決が予想される場合(医療観察法の申立てが予想されない場合には)、受け入れ施設を含めた支援態勢を整備しておくことが必要であると思われる。

3 大阪弁護士会支援センター調査

以上に加え、大阪弁護士会の調査を行った。 ここでは、前年度の調査対象であった大阪弁護 士障害者刑事弁護サポートセンターのその後の状 況について調査がなされ、同サポートセンターの メーリングリスト(担当弁護士が相談をすること ができるメーリングリスト)の登録件数がまだ100 名に至っていない(平成23年2月4日現在91名) こと、相談件数はこの1年間に月平均2、3件と いったところであること、等が報告された。実際 は被疑者・被告人に障がいがある、もしくはその 疑いがある件数はもっと多いと推測されるので、 弁護人がそれと気づいていないか、サポートセン ターの存在を知らないかのどちらかであると思わ れる。今後はさらに研修等を通じてサポートセン ターの意義と存在をもっと周知していく必要があ る旨指摘された。

さらに、大阪地検堺支部公訴取消事件について の調査もなされた。

ここでは、知的障がい者を被疑者・被告人とする大阪地検堺支部公訴取消事件(知的障がい者の

「自白」調書を作成し、起訴したが、その任意性・ 信用性を立証できないとして、検察自らが公訴取 消をした事案)につき、弁護活動の内容や諸問題 点について調査・検討がなされた。

この事件では、初回接見(勾留2日目)直後、 弁護人から警察署及び検察庁に対して、知的障が いの指摘がなされるとともに、取り調べ状況の可 視化(録音・録画)の申し入れがなされていたの に、捜査機関は、検察官作成の「自白調書」を確 認する場面のみしか録音・録画しなかったことが 指摘され、知的障がい者が、密室での取り調べに よって「自白調書」を作成され、犯人でないにも かかわらず被疑者・被告人とされてしまうおそれ が高いことが指摘された。

また、このような問題を起こさないために、① すべての取り調べ場面を録音・録画し、その状況 を可視化すること、②取り調べに対して、弁護人 の立会を認めること、③捜査機関(警察官、検察 官)に対して、障がいの有無に気づくとともに、 障がい者に対する適切な対応方法を研修・教育す ること、等が必要である旨の指摘がなされた。

平成23年度

平成23年度における本研究は、前年度までの上記研究結果をふまえ、現在、下記のとおりの調査・研究・実践を行った。

1 「季刊 刑事弁護ビギナーズ」での啓蒙

書籍「季刊 刑事弁護ビギナーズ」は、新規登録弁護士を中心として、多くの弁護士が購入している書籍であり、刑事弁護のノウハウを身につけるためのマニュアル的な書籍となっている。

この点に注目し、同書籍の中に「触法障がい者への弁護」についての項目を盛り込むことが決定し、現在、その記載内容の調整、他の記事との記載バランスの調整などの作業が、現在、進行している。

2 季刊 刑事弁護「触法障がい者弁護」特集

さらに、定期刊行誌「季刊 刑事弁護」は、刑事弁護分野における最新の議論を発信する定期刊 行誌であり、刑事弁護を熱心に行っている弁護士 を中心に広く購読されている。

この点に注目し、同誌編集部・編集委員との交 渉を行った結果、平成24年春ごろ発刊の同誌に「触 法障がい者への弁護」の特集が組まれることが決 定した。これによって、刑事弁護に熱心に取り組んでいる弁護士への啓蒙活動を行い、より多くの 弁護士が本問題に取り組むようになることを目指 す。

3 啓発チラシ作成・配布

さらに、被疑者・被告人の障がいに弁護士が気づけるようにするべく、弁護士向けの啓発チラシを作成した。

現在、弁護士会内の各委員会との協力を図りながら、各弁護士会を通じて準備をすすめているところであり、近々、各弁護士宛に配布がなされる 見込みである。

4 刑事弁護キャラバンでの啓蒙

以上に加え、いくつかの弁護士会で開催される 「刑事弁護キャラバン」の中で、「触法・被疑者 となった高齢・障がい者」の存在に気づくための 方法、具体的弁護の実践的方法について、講義を する時間を設けることとし、まもなく、その実施 がなされることとなっている。

図1 被疑者国選事件についての障害者刑事弁護人名簿の運用方法

被疑者国選事件の推薦依頼の際に、裁判所から、法テラスに「療育手帳あり」 又は「精神障害者保健福祉手帳あり」等の通知



法テラスの担当職員から、当会の高齢者・障害者総合支援センター運営委員会の委員である連絡担当弁護士(土日祝祭日を除き、必ず1名の担当者を選定し、連絡担当弁護士は、直ちに連絡が取れる状態で待機する。)に事件名、勾留場所を連絡。

ただし、被疑者が少年の事件については、従来どおりの待機者名簿からの割り当てとする。また、土日祝祭日については、当面の間、従来どおりの割り当てとする。



連絡担当弁護士において、「障害者刑事弁護人名簿」に登録された当会の会員に連絡をとり、受任者を決定。



連絡担当弁護士から、法テラスの担当職員に、受任弁護士名を連絡。



以降は、通常の被疑者国選の推薦手続きによる。

5 大阪弁護士会の取り組み

大阪弁護士会では、以前より知的障害者刑事弁護マニュアルを編集し、知的な障がいのある人が被疑者・被告人になった場合に、特性に配慮した適正な刑事弁護ができるように、会員弁護士に対して研修を行ってきた。また、障がいのある被疑者・被告人を弁護する弁護人に情報提供や助言ができる仕組みとして、障害者刑事弁護サポートセンターを立ち上げた。そして、現在障がいのある被疑者・被告人に対応する専門的知識を有する弁護士として名簿に登載されている者は約100名となった。

他方、知的障がいのある人の刑事弁護については、特に捜査弁護が非常に重要である。しかも、できるだけ早い段階から供述特性や障害特性を理解した弁護人が特性に配慮した弁護をすることが必要である。

そこで、大阪弁護士会では、大阪地方裁判所、 大阪地方検察庁及び大阪府警本部に対して、逮捕 された被疑者に障害がある場合は、その旨を弁護 士会あるいは法テラスに知らせてくれるよう申入 れを行っていた。

そして、平成23年11月24日、大阪地方裁判所から、法テラス大阪に対しての被疑者国選派遣依頼書に、被疑者が精神保健福祉手帳を有している旨の記載があったことから、法テラスより、大阪弁護士会高齢者・障害者総合福祉センターの障害者刑事弁護部会の週担当に連絡があり、上記名簿から障害者刑事弁護に精通した弁護士を推薦することとなった。記念すべき障害者刑事弁護派遣の第1号であった。

当番弁護士の派遣依頼もしくは被疑者国選の推 薦依頼があれば、大阪弁護士会もしくは法テラス 大阪に依頼があり、大阪弁護士会もしくは法テラス 大阪に依頼があり、大阪弁護士会もしくは法テラス大阪は、当日待機している名簿記載の弁護士から弁護士を推薦する仕組みとなっているが、同派遣依頼書に被疑者が療育手帳もしくは精神保健福祉手帳等を有しており障がいがあると疑われる場合にはその旨付記されることとなった。同付記があった場合は、大阪弁護士会高齢者・障害者総合福祉センターの障害者刑事弁護部会の週担当が、上記名簿の中から派遣が可能な弁護士を選び、大阪弁護士会もしくは法テラスの連絡をすることとなっている。その後の手続きは通常のとおりである。詳しい流れ図1のとおりである。

平成23年11月24日以降、本日(平成24年2月17日)までに派遣をしたのは、合計21件である。うち、当番弁護士派遣は2件、被疑者国選推薦事案が19件である。また、療育手帳を所持しているなど知的障がいが疑われる被疑者は4件、その他17件が精神障がいが疑われる者であった。

現在のところ、大阪地方裁判所の裁判からの依頼のみ上記対応がなされている。対象人数としては少ないが大阪地方検察庁も現在対応を検討中である。また、大阪府警本部においても、近々地方裁判所と同様に対応してくれるものと期待される。

そのほか、高齢者・障害者総合支援センターへの電話相談により、障がいのある人の刑事弁護依頼があった場合も、同センターの障害者刑事弁護部会の週担当に連絡が行く仕組みになっており、障害者刑事弁護に精通した弁護士を派遣することとしている。

IV

結論

本研究を踏まえたまとめと政策提言は以下の通りである。

第1. 今回の調査研究の過程において、これまで弁護士、弁護士会における触法・被疑者となった高齢・障がい者に対する支援のための取り組みが不十分なまま推移してきたことが認識され、弁護士、弁護士会が今後、早急に取り組まなければならない課題が明らかになった。

そして、この間、弁護士、弁護士会として取り組み可能と思われる施策を検討し既述のとおり、現在、これを具体化しつつあり、その一部は実施に向けた作業が行なわれているが、この中でも大阪弁護士会の設置した障害者刑事弁護サポートセンターにおける取り組みは各地の弁護士会が今後どのような活動を展開すべきかを検討する上で非常に参考になる先駆的な取り組みと考えられる。

第2. しかしながら、触法・被疑者となった障がい者に対する適切な支援は弁護士、弁護士会におけ

る単独の取り組みだけによって実施されるものではなく、警察署・検察庁、裁判所と弁護士会がそれぞれの役割に応じた具体的な対応策を同時並行して検討し実行するとともに、必要に応じ、相互に役割分担のための協議を行なうとともにある部分では連携も視野に入れつつ活動することが必要と考えられる。

加えて、福祉の業務に従事する行政機関や関連諸団体との連携も必要に応じ行っていくことも必要と考えられる。

- 第3. 以上を前提として、当研究グループは以下のとおり提言するものである。
 - 1. 捜査機関において早い段階で被疑者となった者に障害があることを「気づく」ための制度を整備し、拡充すること

これまで刑事事件の被疑者となった知的障害者等の中には逮捕や勾留といった早い段階で捜査担当者が気付かなかったことから障害の存在はもちろんその内容、程度や特性について全く配慮がなされないまま取り調べが行なわれ調書が作成され手続きが進められてしまったという事案が少なくない。

このような事態を抜本的に改善するため、捜査機関において捜査を担当する警察官、検察官に対し、早い段階で障害の存在に気付きその後の手続きが適切に行われるようにするための教育、研修を実施し、これを前提に気付きが早い段階で容易に行ない得るようにするための方策、例えば身上経歴に関する供述調書作成時における録取内容の見直し、あるいはチェックリストを作成しこれを現場の捜査機関において有効に活用できるようにすること等について早急に実施する必要がある。

2. 捜査機関において被疑者となった障害のある人の取り調べを担当するに相応しい専門的な知識と経験を有する警察官、検察官を養成し、被疑者の障害の内容、程度あるいは特性に応じた取り調べを行なうこと

障害のある人が被疑者となった場合の取り調べは、かなり専門性の高い知識と経験が求められるものであり、そのような捜査担当者を養成するためには専門的な研修を実施するとともに現場でのトレーニングも必要となる。

諸外国における制度を参考にしながらこのような必要性に応えるに相応しい体制を整備する ことが重要と考えられる。

3. 障害の内容、程度あるいは特性を十分理解している専門家が取り調べに立会し必要に応じ被 疑者となった障害のある人はもちろんのこと取り調べを担当する警察官、検察官に必要な助言 を行ない得るようにすること

但し、このような制度を構築し実施するにあたっては諸外国の法制度を十分調査、研究するなどして障害のある人の権利擁護という視点が十分生かされるものとすること

弁護人や親族だけではなく、心理学の専門家等、障害の内容、程度、特性等について専門的知識を有し捜査機関に対し適切な助言を与えるとともに被疑者となった障害のある人に対しても同じく適切な助言を与えることのできる者を取り調べに立会させることは取り調べを適正に行なうためにはこのような配慮が必要不可欠と考えられる。

4. 取り調べが障害のある人の障害の内容、程度あるいは特性に配慮して行なわれていることや専門家からの適切な支援、助言を生かした形で行われていることなどについて事後的にチェックできるようにするため取り調べの全過程が録音、録画され可視化が図られること

一部の可視化が場合によっては有害に働くことが有り得ることはこれまでの経験により明らかになっているほか、障害のある人について配慮すべき内容は具体的個別的事案ごとに異なる

ものであり取り調べが適正に行なわれているかどうかも慎重を期して評価し判断がなされなければならないと考えられるが、この観点からも取り調べの全面的な可視化の持つ意味はいっそう大きいと考えられる。

- 5. (1)捜査機関において障害のある人を支援している機関、団体との連携が円滑に行なわれ、個別の事案の処理に必要な知識、情報の提供が適切かつ容易に受けられ、また、被疑者となった障害のある人に対する具体的な支援が迅速かつ適切に行なわれるようにすること
 - (2)日本司法支援センターは被疑者国選及び被告人国選の契約弁護士となっている弁護士が同じく障害のある被疑者の刑事弁護に関わる場合に備えて、早い段階における気づきが実現できるよう上記と同様の適切な方策を講じること及び実際に障害のある人の刑事の弁護人となった弁護士が円滑かつ適切に職務を遂行できるように配慮すること
 - (3)捜査機関や弁護士、弁護士会が自らの役割を十分担い得るようにするため既に設置されている各地の地域生活定着支援センターがその本来的な事業として障害のある人が被疑者となった場合に必要な支援が受けられるようにするため現行の制度を拡充すること

まずは捜査機関、弁護士、弁護士会そして日本司法支援センターにおいて障害のある人が被 疑者となった場合にその役割に応じ適切に対応することこそ原則であり、基本であることを前 提とした上で、それぞれがその役割を十分果たすため障害のある人の支援を行なう中核的な組 織を作り、枢要な役割を担わせる必要がある。

これに応える組織として既に設置済みの各地の地域生活定着支援センターを位置付けていくことが肝要と考えられる。